

会 議 結 果 報 告 書

令和5年5月10日

会議の名称	第52回志木市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
開催日時	令和5年5月10日(水)
開催場所	庁議室
出席者	市長 香川 武文 副市長 櫻井 正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島 俊二 市民生活部長 松井 俊之 福祉部長 中村 修 子ども・健康部長 近藤 政雄 都市整備部長 細田 雄二 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 山崎 仁 会計管理者 寺嶋 勝浩 議会事務局長 北村 竜一 選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長 榎本 章一 教育政策部長 今野 美香 防災危機管理課長 篠崎 勉 健康増進センター所長 大野 広幸 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長 金澤 嘉子 政策推進課長 松田 淳 (計18人)
欠席者	(計0人)
説明員職氏名	松田政策推進課長 (計1人)
議 題	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に 係る本市の対応について
結 果	・「市内公共施設の開館とイベントの実施等について」及びその他の 通知等(イベント実施等基準等)について廃止とする。 ・厚生労働省における基本的感染対策の考え方に留意する。 ・志木市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止とする。
事務局職員	政策推進課長 松田 淳 政策推進課主事 村山 健太

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に係る本市の対応について

松田政策推進課長より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に係る本市の対応について説明を行った。

○説明概要

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日より、感染症法上の「5類感染症」に位置付けられたことから、これに関連する事項について、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 「市内公共施設の開館とイベントの実施等について」について

- ・同通知については、令和5年5月10日付で廃止する。また、同通知に基づくその他の通知等（イベント実施等基準等）についても同日付で廃止する。
- ・新たな対処方針等の策定は行わないが、厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」に留意し、業務を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について

(ア) マスクの着用

- ・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、一定の場合にはマスク着用を推奨する。

(イ) 手洗い等の手指衛生・換気

- ・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として推奨する。

(ウ) 入場時等の検温

- ・入場時等の検温について、原則、廃止とする。

(エ) アルコール消毒液の設置

- ・アルコール消毒液の設置について、現在の在庫の限り継続とし、在庫がな

くなり次第、廃止とする。

(オ) アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置
・ 窓口及び執務室のパーティション等については、原則として撤去する。

(カ) 職員間での会食等

・ 職員間の会食等の制限について、解除とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策本部について

- ・ 同本部を5月10日付で廃止とする。
- ・ 同日以降、同本部が担っていた事務は健康増進センターが引き継ぐ。

(4) その他

(ア) 市ホームページへの情報掲載について

- ・ 市ホームページへの情報の掲載について、適宜、見直す。
- ・ 学校や保育園、職員の感染者状況については、今後は掲載不要とする。
- ・ 感染者が発生した場合の人事課及び秘書課への報告も不要とする。

(イ) 金曜日における遅番について

- ・ 令和2年4月以降、感染症対策として実施を見合わせていた金曜日における遅番については、市民サービスステーションにおいて土・日曜日、祝休日の対応が可能となったことから、新型コロナウイルス感染症の5類感染症見直しに伴う再開は行わない。

(委員)

県の新型コロナウイルス感染症対策本部も廃止となったのか。

(委員)

県の新型コロナウイルス感染症対策本部についても同様に廃止となった。

(委員)

市職員が新型コロナウイルスに感染した場合、一定の期間の療養が推奨とされているが、休暇の区分等、対応はどのようにするのか。

また、濃厚接触者の定義がなくなったため、例えば自分の子どもが感染した場合の休暇についてはどのように対応するのか。

(委員)

基本的には、インフルエンザと同様の対応と考えているが、後日、人事課より通知を発出する予定である。

(委員)

小中学校では、インフルエンザの場合は、出席停止となるが、市職員に対する休暇期間の対応は、整理する必要がある。

(委員)

窓口及び職務室のパーティションは廃止することに異議はあるか。

→異議なし

(委員)

窓口のパーティションについては、今後も倉庫等で保管とするが、職務室のパーティションについては、廃棄とする。しかし、職員全員が一斉に廃棄すると大量にごみが出るため、日程を分けて廃棄したい。廃棄方法の詳細については、後日、行政管理課より通知を発出する予定である。

～教育委員会の対応について～

(委員)

感染症法上の位置づけの変更等に係る主な変更点・今後の対応は次のとおりである。

(1) 基本的な感染対策について

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で療養することが重要であり、無理して登校しないよう、児童生徒・保護者に対する周知・呼び掛けを行う。
- ・毎日の体温チェック・提出等は不要とする。
- ・清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。
- ・マスクを外したい児童生徒が外しやすい環境となるよう配慮する。
- ・給食中における「黙食」は必要としない。

(2) 陽性者発生時等の対応について

- ・市教育委員会への初報は不要とし、1週間を取りまとめた報告とする。
- ・発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨する。ただし、その場合もマスクの着用を強いることがないよう十分に

注意する。

(3) 部活動及び公式大会等について

- ・陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととする。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断する。

～保育園における対応について～

(委員)

感染症法上の位置づけの変更等に係る今後の対応は次のとおりである。

(1) 施設内で陽性者が発生した場合について

- ・発症後5日を経過かつ症状軽快から24時間を経過するまで、お休みいただくようお願いする。

(2) 濃厚接触者の特定について

- ・新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の特定は行わない。
- ・陽性者が発生した場合は、施設から保護者に対して、陽性者の発生について適切にご周知した上で、登園については保護者の判断に委ねる。

(3) 感染症予防対策について

- ・園児は、必ず登園前に検温をし、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、お休みをしていただくようお願いする。

(4) 感染者及び濃厚接触者、PCR検査受検に関わる情報提供について

- ・園児の陽性が判明した場合のみ、他の感染症と同様に、クラス年齢及び人数の報告をお願いする。

～市議会における対応について～

(委員)

感染症法上の位置づけの変更等に係る対応については、本日のコロナ本部会議後の議会運営事務局により決定する。パーティションの設置、マスクの着用、質問時間等について協議する予定である。

3 その他（新型コロナワクチン春開始接種状況について）

(委員)

5月に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まる。

対象者は、65歳以上の方、5歳から64歳までの基礎疾患を持っている方、

医療従事者の合計約19,000人である。

接種券の郵送状況としては、5歳から64歳までの基礎疾患を持っている方、医療従事者には、発送を完了している。65歳以上の方へは、5月10日時点では、約7,100人分の接種券を郵便局への持ち込み作業が完了しており、残りの接種券については、5月18日までに発送作業が完了する予定である。

予約状況については、5月9日時点で約1,000件である。現時点では、予約がとれないなどの問い合わせはいただいておらず、順調に予約が進んでいる。

4 閉会